

# 徳島県立産業観光交流センター利用者心得

## (趣旨)

第1条 この心得は、徳島県立産業観光交流センター管理規則(平成5年 徳島県規則第50号。以下「規則」という。)第5条の規定に基づき、徳島県立産業観光交流センター(以下「センター」という。)の利用者の遵守事項について定めるものとする。

## (すべての利用者に係る遵守事項)

第2条 センターの安全で快適な利用を保つため、次の行為を禁止する。

- (1)センターの建物・設備・備品等を毀損し、汚損すること。
- (2)木竹を伐採し、植物を採取すること。
- (3)許可を受けずに、宣伝行為・物品の販売及び配布・アンケート調査・募金・チラシ等の配布を行うこと。
- (4)衛生上又は風紀上、好ましくない行為を行うこと。
- (5)定められた駐車場以外の場所、特に周辺道路や商業施設に駐車すること。
- (6)危険物及び火気を持ち込むこと。
- (7)周辺地域に迷惑をおよぼすような騒音を発する行為をすること。
- (8)廃物・汚物・その他これに類する物を捨てること。
- (9)その他、管理上支障があると認められる行為又は他の利用者の迷惑となる行為をすること。

## (利用の許可を受けた者に係る遵守事項)

第3条 徳島県立産業観光交流センターの設置及び管理に関する条例(平成5年 徳島県条例第4号。以下「条例」という。)第7条の規定による利用の許可を受けた者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1)条例第3条第1項に規定する指定管理者が定めた「利用の手引き」に従って、センターを利用すること。
- (2)多数の来場者が予想される場合には、公共交通機関を利用するよう来場者等に周知すること。また、駐車場や周辺地域に混雑が予想される場合には、主催者が整理・誘導を行うこと。
- (3)利用の許可に係る権利を第3者に譲渡又は転貸しないこと。
- (4)許可施設の利用者に対し、条例・規則・利用者心得・その他の規則に違反しないよう周知、指導すること。